

知って得する

勤務時間Q & A

Q 5 教員に「教職調整額」（４％）があるから、時間外勤務は当然といわれましたが、本当ですか。

A 5 間違いです。教員には原則時間外勤務を命じてはいけません。

教育調整額（４％）は、「給特法」に基づいて支払われています。「給特法」は、1971 年(昭和 46 年)に成立しました。主な内容は、以下のとおりです。

- ① 教員には給料の 4%を調整額として支払う。調整額は給料とみなす。
- ② 教員には超過勤務手当、休日給を支給しない。
- ③ 時間外勤務は、文部省と人事院の定めるものに限る。

この③に基づいて文部省から規程が出されました。その主な内容は、以下のとおりです。

- ① 教員は正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じない。
- ② 時間外勤務を命じられるのは、次の項目で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限る。
 - ・ 生徒の実習に関する業務
 - ・ 学校行事に関する業務
 - ・ 学生の教育実習の指導に関する業務(県段階で外れる)
 - ・ 教職員会議に関する業務
 - ・ 非常災害等やむを得ない場合に必要業務



時間外勤務を命じないのが第一

私たちに時間外勤務手当や休日給はありません。したがって、教員に時間外勤務を命じないというのが第一義的なことです。時間外勤務を命じられることができるのは、上記の規定に基づくものだけです。ただし、それが「臨時または緊急にやむを得ない場合に限る」場合のみです。しかし、仕事が正規の勤務時間で終わることは、まずありません。次の日を迎えるために、何時間もの超過勤務を強いられ、目いっぱいなのが現状です。

調整額は残業代じゃない

次に「教育調整額は残業代の代わり」という誤った見方についてです。給特法を審議した国会で当時の佐藤人事院総裁が、はっきりと調整額は超過勤務手当ではないと以下のように答弁しています。

……先生方の本来の職務のあるべき基本点は創意と自発性というものにあるものではないか、教育というものは教員方の創意と自発性というものにまつところが多いのじゃないかというようなその実質をも、それらも申しました点とからみ合わせて考えて、勤務時間の内外を問わず再評価いたしました結果は、前の文部省案のように勤務時間をはみ出た分について包括的ないわゆる超勤の包括支払いというような意味の四％では筋が通らない。勤務時間の内外を通じてのその職務の再評価をして、これは単なるつけたしの手当じゃなしに、本俸そのものを引き上げると、四％の調整額というのがそこにあるわけです。

戦争できる国に転換

安倍内閣、集団的自衛権行使容認を閣議決定

7月1日、安倍内閣は日本の国の根本を転換する閣議決定を行いました。憲法九条に定められた「戦争しない国」を「戦争できる国」へと国民になんら問うことなく閣議決定という手段で方向転換をしました。



九条の条文そのままなのに——教員の苦悩

7月3日中日新聞では、名古屋市の教員の苦悩が掲載されました。

「名古屋市内の小学校の男性教諭（38）は、首相の会見をテレビニュースで見た。思い出したのは、昨年、6年生に憲法を教えた社会科の授業。戦争の教訓から生まれた九条を『日本は戦争をしないと世界に約束したんだよ』と説明すると、子どもたちはみんな、『よかった』『戦争に行かなくていいんだ』と喜んだ。

そして、新しい子どもたちを受け持っている今、政治家は閣議で解釈改憲を決めた。憲法の条文は一字も変わっていないのに、他国に求められれば自衛隊を海外に送り出し、相手に武器を向ける可能性がある。もし子どもたちに質問されたら、あの授業と同じように『憲法があるから戦争はしない』と答えられるだろうか。初めて憲法を学ぶ小学生に『どう教えたらいいのか』と迷っている。」

教え子を再び戦場に送らない

あなたは、戦前のように「お国のために血を流せ」と子どもたちに言えるでしょうか。

右の詩は、中学校教師竹本源治さんが、朝鮮戦争が起きた状況下で、1952年1月、高知県教組機関誌「るねさんす」に発表した有名な詩です。

竹本さんの想いを今、受け継いでいかなければならないと思います。

戦死せる教え子よ 竹本源治

逝いて還らぬ教え子よ
 私の手は血まみれだ
 君を縊ったその綱の
 端を私も持っていた
 しかも人の子の師の名において
 嗚呼！
 「お互いだまされていた」の言訳が
 なんでできよう
 慚愧 悔恨 懺悔を重ねても
 それがなんの償いになろう
 逝った君はもう還らない
 今ぞ私は汚濁の手をすすぎ
 涙をはらって
 君の墓標に誓う
 「繰り返さぬぞ絶対に！」

子どもと教職員の人権を守る三河教労 三河教職員労働組合【三河教労】

未来を拓く

発行責任者：南 正純（080-3612-0027）
 E-Mail : sysj373@sf.commufa.jp
<http://www.hm6.aitai.ne.jp/~shun-h/>
第 253 号【2014 年 8・9 月号】

カンパ、機関紙購読料（年間2000 円）は【郵便振込 00800-4-79130 三河教労】

これって教員の仕事？ 給食主任のお・し・ご・と

いわゆる校務分掌といわれるものには、さまざまな仕事があります。給食主任という仕事がありますが、これがなかなか煩雑です。担任外の職員が行う場合もありますが、担任を持っている教員も行っている学校は、少なくありません。

私の友人は、転勤したばかりの学校で担任を持ちながら、給食主任の仕事を割り当てられました。そして、その2か月後に心を病んで休職しました。

本人に聞いたところ、給食主任が原因の全てではないもののその煩雑さは、大きなストレスとなり、また、ミスをするたびに管理職から叱責されたのが

とてもつらかったと言っていました。では、どのくらい煩雑で神経を使うかを述べたいと思います。給食主任の仕事は、私の経験では、大きく2つに分けられます。



① 食数を報告する。

給食の食数は、人件費等で公的な補助があるため、正確さが求められます。食数は、学期ごと、月ごと、1日ごとに報告をします。食材の準備などの関係があり、期限は厳守です。また、月ごとの食数の報告書類は、給食センター、パン業者(米飯も請け負う)、牛乳業者と3種類あります。ちなみに月ごとの3か所への提出期限は、全てばらばらに設定されています。近年、牛乳アレルギーの児童が増え、センター、パン業者への食数と牛乳の本数は、違うので神経を使います。書類のためにかかる在校時間は、少なくありません。

食数は、児童数及び、職員数ともに給食主任が計算します。特に難しいのが職員の食数の計算です。常勤の職員だけならいいですが、非常勤の職員の食数の把握に神経を使います。ALTや、特別支援補助員(日によって人が変わる場合がある)、初任者研修のための指導教員、初任研のための補充講師、図書館司書教諭、専科の非常勤講師など、イレギュラーな職員が多様なため、行事予定表は、マーカーだらけになります。また、現職教育訪問などで教育委員会の分の食数を追加したり、教育実習生の食数を増やしたりすることもあります。

児童の食数も侮れません。家庭の事情等による急な転出や転入、病気等による長欠児童の情報などがあるとすぐに対応しないといけません。そのため、職員室の会話にもアンテナを高くします。

特に、大変なのは、社会見学や遠足等の行事とインフルエンザによる学級閉鎖です。遠足は、全校一斉だとありがたいですが、見学先の都合等で学年ごとにばらばらになることがあります。これは、とても事務が煩雑になります。また、インフルエンザにより学級閉鎖を行う場合、前日の10時半までに変更の書類を提出せねばなりません。担任が、健康観察し、管理職や養護教諭に欠席数を報告、そして、状況を学校医に伝えて決定しますので、給食主任の耳に入ってから書類を作成して10時半までに前述した3か所に正確に報告しようとする、時間との闘いです。現在教諭が給食主任をしています、こうなると授業どころではなく、しわ寄せは、子どもたちにも降りかかります。

また、学校によっては、給食会計も給食主任が行うところがあります。集金が円滑に行われればまだいいですが、実際は、未納や滞納の家庭があるのでその処理がまた煩雑です。年度末や月末に食数と集金の金額が合わないと言がきりきりと痛みます。1円の違いも許されませんから・・・。

② 食の安全への対応

近年、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒が増えました。特に、エピペンを持参している児童生徒も少なくありません。対応をミスれば命にもかかわるのです。

現在は、安城市では、年度末や年度初めに全校の児童、生徒を対象にしてアレルギー調査を実施しています。給食主任は、保護者から申し出のあった児童・生徒をリストアップし、調理場に提出します。対応は、個々によって様々です。本人が除去して食べるので特に対応する必要がない場合、通常配布される献立表よりも食材が詳しく書かれた献立表が必要である場合、さらに詳しい成分表まで必要となる場合、献立によっては弁当を持参する場合などがあります。

月末になると調理場からアレルギーのデータがメールで送られてきます。給食主任は、必要な分だけ詳しい献立表や成分表を印刷し、配布します。とくに、成分表は、1日分はA4 1枚程度の詳細なもので、1か月分すべてを印刷してまとめると、小冊子並みの厚さになります。それを人数分作成するのです。また、牛乳アレルギーの対象者の分を引き算して牛乳業者に発注したり、学期ごとに牛乳の返金にかかわる書類を提出したりします。現在のところは、ここまでです。でも、正式には、聞いていませんが、アレルギーの児童に対応した献立を調理場が作るという動きがあると耳にしています。アレルギーの児童にとっては朗報ですが、この場合食材のチェックという仕事やアレルギー児童にかかわる食数の報告をさらに行うという仕事が学校現場にのしかかってくることが予想されます。今でも煩雑なのにさらに・・・と思うと恐ろしいです。しかも、間違いは許されません。なんといっても命にかかわることですから・・・。

エピペン講習会でも講師の医師が、「一番大切なのは、アレルギー食材を口にしないこと。」と言ってみえました。そのためには、複数の目によるチェックは、必須です。この場合、一体誰と誰が行うのでしょうか。

長々と給食主任の仕事について述べました。年度当初の給食主任者会では、「今年度初めて担当し、その煩雑さに驚いています。担任も持っているので大変です。せめて日々の食数を3か所に報告せず、調理場一括にならないでしょうか。」という悲鳴にも近い訴えがありました。

しかし改善の動きはありません。なぜなら調理場自体が限られた職員で運営されており、オーバーワーク状態であると聞いています。その上、消費税8%問題、ノロウイルス、虫等の混入な



ど様々な課題を細心の注意で乗り切っているのです。児童・生徒の命を育む大切な仕事ですから、調理場の職員を増やすとともに、各学校に給食事務を行う非常勤職員が必要であると感じます。特にアレルギー対応については、待ったなしです。なんといっても命にかかわることですから・・・